

中四国統括支部技術委員会運用規程

中四国統括支部技術委員会（以下、技術委員会という）は、中四国統括支部内の技術向上ならびに統括支部活動を円滑に活動させるため下記の条項を定める。

（コーラー研修会）

第1条 レクリエーションとしてスクエアダンスを広く国民に普及するため、スクエアダンスコーラーの育成、指導力・資質向上を図るためコーラー研修会を開催する。

第2条 コーラー研修会は技術委員会が企画・運営・実施を執り行う。

- ② 技術委員会は、研修会開催年の3月に開催される総務委員会に開催計画を申し出ることを要する。
- ③ 技術委員会は、研修会場予約、研修内容の検討、研修発表者または講師選定、開催要項の作成、印刷ならびに配布を行う。
- ④ 技術委員会は、「開催要項（案）」を作成し、開催4カ月前までに統括支部長へ報告し、その承認を要する。
- ⑤ コーラー研修会スタッフを別途選任する場合は、研修会開催4カ月前までに技術委員長承認を得ること。
- ⑥ 技術委員会はコーラー研修会終了後、速やかに収支報告書を統括支部長へ提出し、3月に開催の総務委員会で報告すること。

（研修スタッフの日当）

第3条 コーラー研修会スタッフの日当は、中四国統括支部実施細則第4条に定められた額を支給することが出来る。

（研修発表者、講師等謝礼）

第4条 コーラー研修会発表者ならびに講師の謝礼は中四国統括支部実施細則第4条に定められた額を原則とする。

- ② 発表数が複数回の場合は、上記額に発表回数に乗じて支払うことが出来る。
- ③ 単独で2時間を超える講習の場合は、統括支部長の承認を経て上記の額を増額することが出来る。

（運用規程の変更）

第5条 中四国統括支部技術委員会運用規程の変更は、技術委員3分の2以上の決議をもって行い、総務委員会に報告することを要する。

2022年4月10日施行